



宴会・会議 催事規約

麹町会館では、宴会・会議等が、円滑かつ適正に運営されますよう
以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会・会議時間と追加室料
宴会・会議室等のご使用開始から終了までの申込み時間は所定の室料金を頂いておりますが、この時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に依りられない場合もございますので予めご了承ください。
2. お支払い
当会館から提示しました請求金額を現金又はお振込にてお支払いください。
3. 打ち合わせ期日
打ち合わせは、開催日の14日前までをお願いいたします。
4. 人数の確認
お料理等をご用意させていただく最終の人数を宴会・会議等の開催日より2日前の午前中に当会館の担当者よりご確認させていただきます。それ以降人数が減少した場合でも最終人数分の料金は頂戴させていただきます。
5. 装飾・演出等の手配
宴会・会議等に関連する装飾、演出及びパンケットホステス等につきましては、当会館より指定業者に手配させていただきます。
お客様のご都合で当会館指定業者以外の業者をご利用なさる場合は、事前に当会館とご相談の上ご手配くださいますようお願いいたします。（当会館の事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。）
また、その業者に対しては搬入から搬出等にいたるまでは、当会館の一定のルールのもとに実施していただくようにご指示申し上げます。
6. 損害賠償
お客様、もしくはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、当会館の施設、什器備品等を破損損傷させることのないよう充分ご注意ください。
万一当会館の施設、什器備品等に破損損傷が生じた場合は、その修復に関して当会館よりご指示申し上げますのでそれに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担いただきます。
7. 解約
宴会・会議等にご出席されるお客様が法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると判断した場合、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけすると当会館が判断した場合、又はこの「宴会・会議 催事規約」に違反なされた場合、宴会・会議等のお申し込みをお断りするか、又はすでにご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。
8. 禁止事項
次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
(1) 盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持ち込み。
(2) 発火又は引火性の物品等危険物の持ち込み。
(3) 悪臭を発するものの持ち込み。
(4) 法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様にご迷惑になる言動。
(5) 備品等の移動。
(6) ご予約時の使用目的以外のご利用。
(7) その他法令で禁じられている行為。
9. 違約金の取扱い
すでにご契約いただきました宴会・会議を取消しする場合は下記の違約金を頂戴いたします。
(1) 利用日から起算して、14日前から3日前までについては、違約金として当該会議室使用料の30%相当額を徴収いたします。
(2) 利用日から起算して、2日前から前日までについては、違約金として当該会議室使用料及び料理代金の50%相当額を徴収いたします。
(3) 利用日当日は、当該会議室使用料及び料理代金の100%相当額を徴収いたします。
(4) 上記の違約金のほか、取消し時まで発生した費用は別途徴収いたします。
*期日を変更される場合は、上記の違約金に準じた取扱いをさせていただきますのでご了承ください。